

第 34 回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第 34 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 27 日、第 34 回総会は市役所 2 - 1 会議室に招集された。

1. 開会日時 令和 6 年 2 月 27 日(火)午後 1 時 30 分
2. 閉会日時 令和 6 年 2 月 27 日(火)午後 2 時 16 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 5 名)

|              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 2 番 古舘 秀巳 委員 | 3 番 竹野 牧子 委員  | 5 番 中野 正隆 委員 |
| 9 番 阿部 剛夫 委員 | 10 番 飛澤 教男 委員 |              |

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 4 名)

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 4 番 山崎 安人 委員 | 6 番 福士 永輝 委員 | 7 番 去石 徹 委員 |
| 8 番 畠山 一伸 委員 |              |             |

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦  
次 長 小野寺 泉  
農地利用最適化推進委員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告第 2 号 贈与税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について

議案第 3 号 農地法の適用外証明願いについて

議案第 4 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後1時30分 開会 —

議 長  
(飛澤教男会長)

本日は、4番山崎委員、6番福士委員、7番去石委員、8番畠山委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員9名中5名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第34回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議 長

次に、「宮古市農業委員会憲章4番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章4番朗読)

議 長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には2番古舘委員と9番阿部委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月は8件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

それでは、2月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、3ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長  
(報告第2号)

次に、報告第2号「贈与税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の4ページをお開き願います。  
(議案書の報告第2号を朗読)  
以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の6ページをお開き願います。  
(議案書の議案第1号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料はナンバー1でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1をご覧願います。

現地確認につきましては、去る2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の戸花委員、事務局の私で行いました。

2の権利移転の理由につきましては、譲受人は(1)の規模拡大、譲渡人は14のその他、農地を相続したが、農業経営していないため有効に活用されるよう譲受人に譲渡するものでございます。

裏面をご覧願います。3の農地法第3条第2項及び第3項該当の状況は、(1)移動する権利の種類は、所有権の移転、(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地、(3)農地法第3条第2項該当の有無は、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当は無く、6の調査者の意見は、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。

以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の小野寺次長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長

以上で議案第1号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長  
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の7ページをお開き願います。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧願います。

現地調査につきましては、去る2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の堀内委員と事務局の私で現地を確認しております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、申請地は水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接し、500メートル以内に■■■、■■■及び■■■等の公共施設が存在していることから、第3種農地と判断されるものでございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは該当ございません。

2の他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内ではございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしておりまして、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の事務局の佐々木局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議長 以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。  
これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長 (議案第3号) 次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の8ページをご覧願います。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3の1をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の1をご覧願います。

去る2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の事務局の佐々木局長の説明したとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の2をご覧願います。

去る2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(1)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の事務局の佐々木局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の3をご用意願います。

(議案第3号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の3をご覧願います。

2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。次に、付議番号4番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号4番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の4をご用意願います。

(議案第3号付議番号4番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の4をご覧願います。

2月14日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)



議 長

質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。  
次に、付議番号 5 番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号 5 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資料のナンバー 3 の 5 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 5 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 3 の 5 をご覧願います。

2 月 14 日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の戸花委員、事務局の私で現地を確認しております。

1 の適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の 5 番中野委員に発言を許します。中野委員。

5 番中野委員

5 番中野です。ただ今の佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 5 番の審議を終わります。  
次に、付議番号 6 番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の 10 ページをお開き願います。

付議番号 6 番についてご説明いたします。所在図は 5 ページ、資料のナンバー 3 の 6 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 6 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 3 の 6 をご覧願います。

2 月 14 日に月当番の中野委員、事務局の私で現地を確認しております。地区担当推進委員の吉濱委員には 2 月 19 日に現地確認していただいております。

1 の適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した

土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございませぬ。

3の調査意見、結論でございませぬが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございませぬ。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということございませぬ。

説明は以上でございませぬ。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただ今の佐々木事務局長の説明のとおりでございませぬ。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませぬか。阿部委員。

9番阿部委員

9番阿部です。代位弁済だから、例えば将来に渡って競売を市の方でかけたとして、競売の金額が税金を上回った場合はどこに寄与するんでしょうか。

佐々木事務局長

不在者財産管理人に選任されている■■■さんが財産の管理を行っていくこととなります。

議 長

その他ございませぬか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑がないようですので、付議番号6番の審議を終わります。

議 長

以上で議案第3号の審議を終了いたしました。

これより、議案第3号「農地法の適用外証明願ひについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長  
(議案第4号)

次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。付議番号1番ついて、事務局より説明願ひます。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の11ページをご覧願ひます。

(議案第4号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

- 議長 説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、これで議案第4号の審議を終了いたします。
- 議長 これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 (議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。事務局より説明願います。佐々木事務局長。
- 佐々木事務局長 議案書の12ページをお開き願います。  
(議案書の議案第5号を朗読)  
本日の総会で議決を求める土地は、農地利用状況調査により、農地に復元することが困難と認められる付議番号1番の土地でございます。  
(議案第5号付議番号1番を朗読により説明)  
農地に該当しない旨の議決をいただいた後に、関係機関等へ非農地である旨の通知を発出いたします。  
説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、議案第5号の審議を終了いたします。
- 議長 これより、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 議長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。  
これをもちまして、第34回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

— 午後 2 時 16 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 古舘 秀巳

署名委員 阿部 剛夫